

「外国証券取引口座約款」の参考様式化に伴う規則等の整備について（要綱）
に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方について

平成 17 年 3 月 15 日

日本証券業協会

本協会では、外国証券取引口座約款（以下「外証約款」という。）の参考様式化に伴う規則等の整備について、本年 2 月 9 日から 2 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

本件に関して、コメント 2 通が寄せられ、コメントの概要及びこれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

株式配当の取扱いについて

外証約款の参考様式化に伴い、現行の第 17 条第 4 号（株式配当の取扱い）は「顧客と契約すべき事項」として位置付けられることとされている。

つまり、外国証券に関する株式配当の取扱いについては、制度上のルールは存在せず、単に顧客と証券会社間の株式配当の取扱いに関する契約内容にのみ縛られるとの認識で良いか。

ご意見のとおり、外証約款の参考様式化が実現しますと、協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券に株式配当が行われた場合の取扱いについては、「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第 4 号）（以下「4 号規則」という。）上、協会員が顧客との間で契約すべき事項（外国証券に関する権利の処理に関する事項）として規定されますことから、当該取扱いの具体的な内容については、基本的には、各協会員の裁量により自由に外証約款に定めることができることとなります。

しかしながら、顧客が協会員に保管を委託した外国証券に対し、配当として割り当てられた株式については、金銭による配当と同様に、基本的には協会員が代理受領するものであります。

したがって、例えば、配当として割り当てられた株式が、現地の有価証券市場において売買単位未満である場合や、協会員が税法上の源泉徴収義務者として事務を行うために必要な取扱いが存在する場合など、客観的にみて、やむを得ないと考えられる場合を除いて、協会員と顧客との間の契約上は、顧客の外国証券取引口座に当該株式を割り当てることが適切な取扱いであると考えます。

顧客への諸通知について

外証約款第18条（顧客への諸通知）第1項第3号について、「合併その他重要な株主総会議案に関する通知」とあるのを、「合併その他重要な株主総会議案等につき当該株主、又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼすと思われる通知」と下線部分を追加して頂きたい。或いは、「合併その他重要な株主総会議案に関する通知で協会員が当該株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼすと判断をした場合に通知します」として頂きたいと思います。

なぜなら、多数の預り銘柄すべてについて、様々なクラスアクション案件や買収案件等でテNDERオファーまで含めた膨大な情報の全てを顧客に通知することが必ずしも顧客サービスにつながるとは思えませんし、顧客への最善の配慮を考えた場合、情報の重要性を鑑みて、顧客へ通知するか否かを決めて運用していく方が良いのではないかと考えるからです。

今回の外証約款の参考様式化の主旨は、各協会員が実情に合わせて創意工夫を発揮でき、かつ、機動的な変更を可能とすることで、ひいては顧客にとっての自由な選択、わかりやすい契約の締結、投資機会の拡大等に資することでありますが、一方で、現行の第18条のように、外国証券取引に固有の制度・ルールとして位置付けられる条項については、投資者保護上の観点から、その内容が、協会員が顧客との間で契約すべき内容として、引き続き4号規則上に規定されることとなります。

ご意見のありました第18条第1項第3号については、外証約款上、協会員は客観的に重要と考えられる情報を顧客に提供する必要があると考えられるため、従来どおり、「重要な株主総会議案に関する通知」とします。

以 上